



令和8年度多文化共生事業の事業内容の変更について

(2) 議事

令和8年度多文化共生事業の事業内容の変更について

- 令和6年度まで多文化共生事業として毎週木曜日に委託実施していた「学齢期の日本語学習支援」は、令和7年度は子育て施策として毎週月曜日から金曜日まで実施しました。令和8年度は、多文化共生事業として実施します。
- 令和7年度に子育て支援課所管事業である「こどもの生活・学習支援事業」として実施した「学齢期に合わせた日本語学習支援」については、支援を必要とする子どもの多くが外国にルーツを持ち、その困難の多くが言葉の壁に起因していることから、多様性社会推進課所管事業である「多文化共生事業」の中で国籍に関係なく支援を行うことが効果的だと判断し実施することとなりました。

年度	所管課	事業名	内容など
R6	多様性社会推進課	学齢期の日本語学習支援	毎週木曜日 外国人児童と生徒が対象
R7	子育て支援課	こどもの生活・学習支援事業	月曜日～金曜日 ひとり親家庭の児童と生徒が対象(外国人に限らない)
R8	多様性社会推進課	学齢期の日本語・学習・生活支援	月曜日～金曜日 生活や学習に困難を抱える子ども

